

保守サービス規約

第1条（規約）

本規約は、メロディ・インターナショナル株式会社（以下「当社」といいます。）がお客様及びお客様が受託した医療機関など（以下「顧客医療機関」といいます。）に対し提供する分娩監視装置 iCTG（以下「本件機器」といいます。）の年間保守サービス（以下「本サービス」といいます。）内容及び条件等について、当社とお客様との間に適用されます。

2 本サービスの利用に際しては、本規約のほか、申込書が用意されています。申込書は本規約の一部として当社とお客様の間に適用されます。

3 本規約の定めと申込書の定めが相違がある場合には、申込書の定めが優先します。

4 当社はお客様との間で、申込書の代わりに個別契約を結ぶ場合があります。この場合、本規約中の「申込書」は「個別契約」と読み替えるものとし、また個別契約は第3条第1項の保守契約の一部をなすものとしします。

第2条（規約の変更）

当社は、当社が必要と判断したときは、本規約を変更することが出来るものとしします。

2 当社が本規約を変更するときは、当該変更の事実、その効力発生日および変更内容を記載した本規約を公表し、又はお客様に通知します。

第3条（規約の適用）

お客様が対象となる本件機器、台数、保守期間、保守料、顧客医療機関名、その他の必要事項を記載した当社所定の申込書を当社に提出し、当社がこれを承諾した時に、本規約に基づき本サービスの提供に係る契約（以下「保守契約」といいます。）が成立します。

2 お客様が当社が指定する方法で申込みを行った時点で、お客様は本規約に同意したものとみなされます。

第4条（本サービスの範囲等）

本サービスの範囲は以下のとおりとします。

- ① 本件機器の保守点検（定期：年1回）
- ② 本件機器の修理・交換

第5条（本サービスの実施時期等）

本サービスのうち、第4条第1号の保守点検は、各本件機器について、年1回、当社とお客様が合意により定める時期に行います。

2 本サービスのうち、第4条第2号の修理・交換の受付時間は、当社の営業日の午前9時から午後6時までとします。

第6条（お客様の費用負担）

本サービスに要する費用のうち、次の各号に定めるものについてお客様の負担とします。

- ① 消耗品（本体・制御用タブレット・充電用 AC アダプタセット以外）
- ② 紛失など修理に該当しない場合の補填実費
- ③ 出張交通費
- ④ 返送料

第7条（耐用期間の経過等）

1 本規約の他の規定にかかわらず、本件機器について定められた耐用期間を経過した場合には、当社は、本サービスを行う義務を負いません。

2 当社は、本件機器の部品に関して、当該部品の製造元が定める性能保証期間の経過等により正常な機能の維持が不可能であると判断した場合、同等品を用いることができるものとし、同等品を用いることが困難な場合には、当該部品を交換する責めを負いません。

第8条（使用済み交換部品の処理）

本サービスにより交換された部品等の所有権は、当社に帰属するものとし、当社の責任において引き取り、処分します。

第9条（再委託）

当社は、本サービスの全部又はその一部を、当社の責任において、適切な第三者に再委託することができます。

第10条（保守料金）

お客様は、本サービスの対価として、当社に対し申込書に定める料金（以下「保守料金」といいます。）を支払うものとします。

2 保守料金の支払は、申込書に従い、月払い又は申込書の定める期間の保守料金を一括で支払うものとします。

第11条（保守期間）

本契約の有効期間は、契約日から1年間とします。ただし、期間満了の1か月前までに、お客様又は当社から、なんらの意思表示がない場合には、さらに1年間同一条件でこれを延長するものとし、以後も同様とします。

第12条（中途解約）

お客様が本サービス申込後に中途解約する場合でも、当社は既に受領した保守料金の返金を行いません。

第13条（規約違反による解除）

お客様が次のいずれかに該当する場合、当社はお客様に通知・催告することなく保守契約を解除することができるものとします。

- ① 保守料金の支払を遅滞したとき。
- ② 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあったとき。
- ③ 前号のほか、お客様が債務整理に関して裁判所の関与する手続を申立てたとき、若しくは弁護士等へ債務整理を委任したときその他支払を停止したと認められる事実が発生したとき。
- ④ お客様の財産について仮差押、保全差押若しくは差押の命令、通知が発送されたとき又は租税滞納処分がなされたとき。
- ⑤ 前各号に準じるような債権保全を必要とする相当の事由が生じたと客観的に認められるとき。
- ⑥ 当社にお客様の所在が不明となったとき。
- ⑦ お客様が当社に提供した証明書、情報、資料等が虚偽であったとき。
- ⑧ 前各号のほか、本規約又は保守契約に違反したとき

2 前項第1号から第4号までに該当する事実が発生した場合又は同項の規定により当社が保守契約を解除した場合、お客様は、当社に対する一切の債務について期限の利益を失い、かつ当社に対し、違約金として、保守契約の残存期間（終了日の記載がないものは、開始日に遡って計算します。）の保守料金に相当する金額を直ちに支払うものとします。

第14条（契約上の地位の移転等の禁止）

いずれの当事者も、本規約又は保守契約に基づく権利又は義務の全部又は一部を、相手方当事者の事前の書面による承諾を得ずに、第三者に譲渡若しくは移転し又は第三者のための担保に供する等一切の処分をしてはなりません。ただし、当社が、本規約第9条の定めに基づいて本サービスの全部又はその一部を第三者に再委託する場合は、この限りではありません。

第15条（機密保持）

お客様は、当社による事前の書面による同意なくして、本サービスに関連して得た公開

されていない情報を第三者に開示してはならないものとします。

2 お客様は、本件機器について、リバースエンジニアリング、逆コンパイル等をしてはなりません。

第16条（反社会的勢力の排除）

お客様は、当社に対し、自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、併せて「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ保守契約の有効期間中、これらに該当しないことを確約するものとします。

- ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
- ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤ 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 お客様は、当社に対し、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれに該当する行為も行わないことを確約するものとします。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

3 お客様が前二項の表明又は確約に違反した場合、当社は何らの催告なくして保守契約を解除することができるものとします。この場合、当社はお客様に生じた損害を賠償する責めを負いません。

第17条（準拠法及び管轄）

本規約及び保守契約は日本法に準拠するものとし、本規約及び保守契約に関連して生じる一切の紛争については、東京地方裁判所及び高松地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

2022年6月16日 制定・施行